

## 新旧対照表

(別紙 19)

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 章 外国貿易船等の入出港関係</p> <p>第 3 節 貨物の積卸し</p> <p>(卸コンテナリストの提出)</p> <p>3-6 卸コンテナリストを提出しようとする者（以下この項において「提出者」という。）が、海上システムを使用して卸コンテナリストの提出を行う場合は、船舶コード、船卸港コード及び保税地域コード等を海上システムに入力し、送信すること（以下この項において「卸コンテナ情報登録」という。）により、又は次項の規定による船卸確認の登録を行う際に卸コンテナ情報登録を併せて行う旨入力し、送信することを求めるものとする。この場合において、卸コンテナリストを提出する税関官署の<u>保税取締部門</u>（貨物の取締りを担当する部門をいう。以下同じ。）に「卸コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「卸コンテナリスト提出情報」（別紙様式 M-125 号）を出力することができる。また、卸コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸入許可となり提出者に「卸コンテナ輸入許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナ輸入許可通知書」（別紙様式 M-266 号）を出力することができる。</p> <p>(卸コンテナリストの訂正等)</p> <p>3-7 提出者が、前項の規定により卸コンテナリストを提出した後、当該リストのコンテナー番号等の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>上記により訂正又は取消しを行った場合には、<u>保税取締部門</u>に「卸コンテナリスト変更情報」が配信されるので、当該<u>保税取締部門</u>は、「卸コンテナリスト変更情報」（別紙様式 M-125-1 号）を出力し、また、提出者に「卸コンテナリスト内容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナリスト内容変更通知書」（別紙様式 M-266-1 号）を出力することができる。</p> <p>なお、当該提出者が改めて提出しようとする場合及び提出済みの卸</p>	<p>第 1 章 外国貿易船等の入出港関係</p> <p>第 3 節 貨物の積卸し</p> <p>(卸コンテナリストの提出)</p> <p>3-6 卸コンテナリストを提出しようとする者（以下この項において「提出者」という。）が、海上システムを使用して卸コンテナリストの提出を行う場合は、船舶コード、船卸港コード及び保税地域コード等を海上システムに入力し、送信すること（以下この項において「卸コンテナ情報登録」という。）により、又は次項の規定による船卸確認の登録を行う際に卸コンテナ情報登録を併せて行う旨入力し、送信することにより行わせるものとする。この場合において、卸コンテナリストを提出する税関官署の<u>保税担当部門</u>に「卸コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「卸コンテナリスト提出情報」（別紙様式 M-125 号）を出力することができる。また、卸コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸入許可となり提出者に「卸コンテナ輸入許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナ輸入許可通知書」（別紙様式 M-266 号）を出力することができる。</p> <p>(卸コンテナリストの訂正等)</p> <p>3-7 提出者が、前項の規定により卸コンテナリストを提出した後、当該リストのコンテナー番号等の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行わせるものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>上記により訂正又は取消しを行った場合には、<u>保税担当部門</u>に「卸コンテナリスト変更情報」が配信されるので、当該<u>保税担当部門</u>は、「卸コンテナリスト変更情報」（別紙様式 M-125-1 号）を出力し、また、提出者に「卸コンテナリスト内容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナリスト内容変更通知書」（別紙様式 M-266-1 号）を出力することができる。</p> <p>なお、当該提出者が改めて提出しようとする場合及び提出済みの卸</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ンテナーリストに存在しないコンテナーを追加する場合にあっては、前項の規定により提出することを求めるものとする。</p> <p>（積コンテナリストの提出）</p> <p>3 - 10 積コンテナリストを提出しようとする者（以下この項及び次項において「提出者」という。）が、海上システムを使用して積コンテナリストの提出を行う場合は、積載予定船舶コード、積出港コード及び保税地域コード等を海上システムに入力し、送信すること（以下この項において「積コンテナ情報登録」という。）により行うことを求めるものとする。この場合において、積コンテナリストの提出を行う税関官署の<u>保税取締部門</u>に「積コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「積コンテナリスト提出情報」（別紙様式 M - 126 号）を出力することができる。また、積コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸出許可となり提出者に「積コンテナ輸出許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可通知書」（別紙様式 M - 267 号）を出力することができる。</p>	<p>ンテナーリストに存在しないコンテナーを追加する場合にあっては、前項の規定により提出させるものとする。</p> <p>（積コンテナリストの提出）</p> <p>3 - 10 積コンテナリストを提出しようとする者（以下この項及び次項において「提出者」という。）が、海上システムを使用して積コンテナリストの提出を行う場合は、積載予定船舶コード、積出港コード及び保税地域コード等を海上システムに入力し、送信すること（以下この項において「積コンテナ情報登録」という。）により行わせるものとする。この場合において、積コンテナリストの提出を行う税関官署の<u>保税担当部門</u>（以下この節において「保税担当部門」という。）に「積コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「積コンテナリスト提出情報」（別紙様式 M - 126 号）を出力することができる。また、積コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸出許可となり提出者に「積コンテナ輸出許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可通知書」（別紙様式 M - 267 号）を出力することができる。</p>
<p>（積コンテナー情報の取消し）</p> <p>3 - 11 提出者が、前項の規定により積コンテナリストを提出した後、当該リストの取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ、<u>保税取締部門</u>に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>上記(1)により取消しを行った場合には、<u>保税取締部門</u>に「積コンテナリスト変更情報」が配信されるので、「積コンテナリスト変更情報」（別紙様式 M - 127 号）を出力し、また、提出者に「積コンテナ輸出許可内容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可内容変更通知書」（別紙様式 M - 268 号）を出力することができる。</p> <p>なお、当該提出者が改めて提出しようとするときは、前項の規定により再提出することを求めるものとする。</p>	<p>（積コンテナー情報の取消し）</p> <p>3 - 11 提出者が、前項の規定により積コンテナリストを提出した後、当該リストの取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ、<u>保税担当部門</u>に申し出させたうえで、次により行わせるものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>上記(1)により取消しを行った場合には、<u>保税担当部門</u>に「積コンテナリスト変更情報」が配信されるので、「積コンテナリスト変更情報」（別紙様式 M - 127 号）を出力し、また、提出者に「積コンテナ輸出許可内容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可内容変更通知書」（別紙様式 M - 268 号）を出力することができる。</p> <p>なお、当該提出者が改めて提出しようとするときは、前項の規定により再提出させるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 貨物管理	第 2 章 貨物管理
第 1 節 他所蔵置許可申請等	第 1 節 他所蔵置許可申請等
（審査区分選定及び関係書類の提出等）	（審査区分選定及び関係書類の提出等）
1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。	1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。
（省略）	（同左）
書類審査扱い（区分 2）となった場合	書類審査扱い（区分 2）となった場合
当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関官署の <u>保税取締部門</u> 及び申請者に「他所蔵置許可申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を紙面に出力するとともに他所蔵置場所等の確認のために <u>提出された関係書類</u> により審査するものとする。ただし、当該審査に当たって他所蔵置場所が明らかであることその他の事情により関係書類の提出の必要がないと認めるときは、その提出を <u>省略して差し支えないものとする</u> 。	当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関官署の <u>保税担当部門</u> 及び申請者に「他所蔵置許可申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を紙面に出力するとともに他所蔵置場所等の確認のため <u>関係書類を提出させることにより</u> 審査するものとする。ただし、当該審査に当たって他所蔵置場所が明らかであることその他の事情により関係書類の提出の必要がないと認めるときは、その提出を <u>省略させて差し支えない</u> 。
なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」を出力することができる。	なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」を出力することができる。
（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）	（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）
1 - 3 海上システムに参加している保税地域（以下「システム参加保税地域」という。）の被許可者、通関業者その他の海上システムを利用する者が、貨物情報を有する貨物について、書面で他所蔵置許可申請をし、当該許可を受けた他所蔵置場所において、海上システムを使用して引き続き輸出入申告等の税関手続を行いたいとする場合には、当該他所蔵置許可申請は当該申請を行う <u>保税取締部門</u> に「他所蔵置許可申請書」（税関様式 C - 3000 号）を提出し、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及	1 - 3 海上システムに参加している保税地域（以下「システム参加保税地域」という。）の被許可者、通関業者その他の海上システムを利用する者が、貨物情報を有する貨物について、書面で他所蔵置許可申請をし、当該許可を受けた他所蔵置場所において、海上システムを使用して引き続き輸出入申告等の税関手続を行いたいとする場合には、当該他所蔵置許可申請は当該申請を行う <u>保税担当部門</u> に「他所蔵置許可申請書」（税関様式 C - 3000 号）を提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該システム利用

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入することを求めるものとする。この場合において、当該保税取締部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。</p> <p>（他所蔵置許可申請の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 4 申請者が、この節 1 - 1（他所蔵置の許可の申請）の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、「NACCS 登録情報変更願」を保税取締部門に提出することを求め、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するとともに、申請者に対し、この節 1 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」を保税取締部門に提出することを求めることし、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p>（他所蔵置の許可の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 5 申請者が、この節 1 - 1（他所蔵置の許可の申請）の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可事項の訂正を行いたいとする場合は、「NACCS 登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税取締部門に提出することを求めることし、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するとともに、申請者に対し、この節 1 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p>また、当該許可の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税取締部門に提出することを求めることし、これを認めた場合には、保税取締部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>	<p>者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入させるものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。</p> <p>（他所蔵置許可申請の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 4 申請者が、この節 1 - 1（他所蔵置の許可の申請）の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するとともに、この節 1 - 1 の規定により再申請させるものとする。</p> <p>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 - 1 の規定により再申請させるものとする。</p> <p>（他所蔵置の許可の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 5 申請者が、この節 1 - 1（他所蔵置の許可の申請）の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するとともに、この節 1 - 1 の規定により再申請させるものとする。</p> <p>また、当該許可の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>当該許可を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1-1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p> <p><b>第 2 節 見本の一時持出しの許可申請</b></p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>2-2 海上システムにおいては、前項の規定により見本持出許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p><b>簡易審査扱い（区分 1）となった場合</b></p> <p>当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、申請者は、「見本持出許可通知書」（別紙様式 M-255 号）を出力することができる。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が同時に配信される。</p> <p>なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申請を行った税関官署の<b>保税取締部門</b>への当該通知書の提出は、要しないものとする。</p> <p><b>書類審査扱い（区分 2）となった場合</b></p> <p>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関の<b>保税取締部門</b>及び申請者に「見本持出許可申請控情報」が配信されるので、当該申請にかかる審査においては、特に必要と認める場合を除き、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、当該申請者から当該申請控等関係書類の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「見本持出許可通知書」を出力することができ、また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が配信される。</p>	<p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1-1 の規定により再申請させるものとする。</p> <p><b>第 2 節 見本の一時持出しの許可申請</b></p> <p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>2-2 海上システムにおいては、前項の規定により見本持出許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p><b>簡易審査扱い（区分 1）となった場合</b></p> <p>当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、申請者は、「見本持出許可通知書」（別紙様式 M-255 号）を出力することができる。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が同時に配信される。</p> <p>なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申請を行った税関官署の<b>保税担当部門</b>（次項を除き、以下この節において「保税担当部門」という。）への当該通知書の提出は、要しないものとする。</p> <p><b>書類審査扱い（区分 2）となった場合</b></p> <p>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税關の<b>保税担当部門</b>及び申請者に「見本持出許可申請控情報」が配信されるので、当該申請にかかる審査においては、特に必要と認める場合を除き、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、当該申請者から当該申請控等関係書類の税關への提出は要しないものとする。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「見本持出許可通知書」を出力することができ、また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が配信される。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</p> <p>2 - 3 申請者が、貨物情報を有する貨物に係る見本持出許可申請を書面で行おうとする場合は、「見本持出許可申請書」（税関様式 C - 3060 号）を当該申請を行う<u>保税取締部門</u>へ提出し、当該申請書の余白に当該貨物の貨物管理番号及び当該貨物が置かれている保税地域のコードを記入することを求めるものとする。この場合において、当該保税取締部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る見本持出許可番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「許可・承認等情報登録（保税）」を行うものとする。</p>	<p>（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</p> <p>2 - 3 申請者が、貨物情報を有する貨物に係る見本持出許可申請を書面で行おうとする場合は、「見本持出許可申請書」（税関様式 C - 3060 号）を当該申請を行う<u>保税担当部門</u>へ提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該貨物の貨物管理番号及び当該貨物が置かれている保税地域のコードを記入させるものとする。この場合において、当該<u>保税担当部門</u>は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る見本持出許可番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「許可・承認等情報登録（保税）」を行うものとする。</p>
<p>（見本の一時持出しの許可申請の訂正又は取消し）</p> <p>2 - 4 申請者が、この節 2 - 1（見本の一時持出しの許可申請）の規定により行われた見本持出許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ当該申請者から<u>保税取締部門</u>に申し出た上で、当該申請者に当該申請を取消す旨を海上システムに入力し、送信することを求めるものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 2 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p>	<p>（見本の一時持出しの許可申請の訂正又は取消し）</p> <p>2 - 4 申請者が、この節 2 - 1（見本の一時持出しの許可申請）の規定により行われた見本持出許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ当該申請者から<u>保税担当部門</u>に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取消す旨を海上システムに入力し、送信させるものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 2 - 1 の規定により再申請させるものとする。</p>
<p>（見本の一時持出しの許可の訂正又は取消し）</p> <p>2 - 5 申請者が、この節 2 - 1（見本の一時持出しの許可申請）の規定により行われた見本持出許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ、「NACCS 登録情報変更願」に「見本持出許可通知書」を添えて<u>保税取締部門</u>に提出することを求めるものとし、これを認めた場合には、<u>保税取締部門</u>は、当該許可を取消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 2 - 1 の規定により再申請することを求めるものとする。</p>	<p>（見本の一時持出しの許可の訂正又は取消し）</p> <p>2 - 5 申請者が、この節 2 - 1（見本の一時持出しの許可申請）の規定により行われた見本持出許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ、当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」に「見本持出許可通知書」を添えて<u>保税担当部門</u>に提出させ、これを認めた場合には、<u>保税担当部門</u>は、当該許可を取消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 2 - 1 の規定により再申請させるものとする。</p>
<p>第 4 節 輸出入貨物の搬出入関係</p>	<p>第 4 節 輸出入貨物の搬出入関係</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸入貨物の搬出手入手続）</p> <p>4 - 1 システム参加保税地域等における輸入貨物( 仮陸揚貨物及び積戻し貨物を含む。以下この章において同じ。) の搬出手入手続は、次により<u>行うことを求めるものとする。</u></p> <p>搬入手続</p> <p>（省略）</p> <p>事故貨物の取扱い</p> <p>システム参加保税地域等に搬入される外国貨物について、倉主等が外装の破損、品名の相違、数量の過不足等を発見した場合は、上記により搬入確認登録を行う際に、「事故コード」欄に該当する事故コードを<input type="text"/>することを求めるものとする。</p> <p>なお、搬入される貨物が搬入関係書類に記載され、又は貨物情報に登録されている品名又は数量と相違している場合、重大な損傷又はこれに準ずる異常がある場合は、搬入確認登録の際に「事故税関通知識別コード」欄に「Z」を<input type="text"/>することを求めるものとする。この場合において、当該保税地域を管轄する税関官署の<u>保税取締部門</u>に「事故貨物通知情報」が配信されるので、当該通知情報の配信を受けた<u>保税取締部門</u>は、立会いにより当該事故貨物の状況を確認する等必要な措置を講じた上で、海上システムに事故貨物の確認の旨を<input type="text"/>し、送信するものとする。</p> <p>危険貨物等の取扱い</p> <p>システム参加保税地域等に搬入される外国貨物が麻薬、銃砲刀剣類等の危険貨物等である場合は、倉主等が上記 により搬入確認登録を行う際に、「危険貨物等コード」欄に該当する危険貨物等コードを<input type="text"/>し、送信することを求めるものとする。この場合において、危険貨物等の内容に応じ、必要な場合には、<u>保税取締部門</u>に「危険貨物等通知情報」が配信されるので、当該配信がされたときは、当該<u>保税取締部門</u>は、立会いにより当該危険貨物等の内容を確認する等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>及び （省略）</p>	<p>（輸入貨物の搬出手入手続）</p> <p>4 - 1 システム参加保税地域等における輸入貨物( 仮陸揚貨物及び積戻し貨物を含む。以下この章において同じ。) の搬出手入手続は、次により<u>行わせるものとする。</u></p> <p>搬入手続</p> <p>（同左）</p> <p>事故貨物の取扱い</p> <p>システム参加保税地域等に搬入される外国貨物について、倉主等が外装の破損、品名の相違、数量の過不足等を発見した場合は、上記により搬入確認登録を行う際に、「事故コード」欄に該当する事故コードを<input type="text"/>させることを求めるものとする。</p> <p>なお、搬入される貨物が搬入関係書類に記載され、又は貨物情報に登録されている品名又は数量と相違している場合、重大な損傷又はこれに準ずる異常がある場合は、搬入確認登録の際に「事故税関通知識別コード」欄に「Z」を<input type="text"/>させることを求めるものとする。この場合において、当該保税地域を管轄する税関官署の<u>保税担当部門</u>（以下この節及び次節において「<u>保税担当部門</u>」という。）に「事故貨物通知情報」が配信されるので、当該通知情報の配信を受けた<u>保税担当部門</u>は、立会いにより当該事故貨物の状況を確認する等必要な措置を講じた上で、海上システムに事故貨物の確認の旨を<input type="text"/>し、送信するものとする。</p> <p>危険貨物等の取扱い</p> <p>システム参加保税地域等に搬入される外国貨物が麻薬、銃砲刀剣類等の危険貨物等である場合は、倉主等が上記 により搬入確認登録を行う際に、「危険貨物等コード」欄に該当する危険貨物等コードを<input type="text"/>し、送信させることを求めるものとする。この場合において、危険貨物等の内容に応じ、必要な場合には、<u>保税担当部門</u>に「危険貨物等通知情報」が配信されるので、当該配信がされたときは、当該<u>保税担当部門</u>は、立会いにより当該危険貨物等の内容を確認する等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>及び （同左）</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省略）</p> <p>（長期蔵置貨物報告書の提出の省略）</p> <p>4 - 4 関税法基本通達 34 の 2 - 1(3)口（長期蔵置貨物報告書の提出）の規定により倉主等に提出を求めている「長期蔵置貨物報告書」（税関様式 C - 3030）については、税関の<u>保税取締部門</u>において、海上システムから配信される「長期蔵置貨物情報」により貨物の蔵置状況の確認に支障がないと認める場合には、当該報告書の提出を省略して差し支えないものとする。この場合において、税関が必要と認める場合には、当該長期蔵置貨物情報を該当するシステム参加保税地域の倉主等に送付し、長期蔵置貨物の蔵置状況について調査、確認し、必要な措置を講じるよう求めることとする。</p> <p>なお、システム参加保税地域であっても、貨物情報を有しない貨物（保税地域搬入時、貨物情報を有していた貨物であって、手作業移行等により当該貨物情報が削除されたものを含む。）については、長期蔵置貨物報告書の提出を要することとなるので、留意する。</p> <p>第 6 節 貨物取扱い関係</p> <p>（他所蔵置場所における貨物取扱いの届出）</p> <p>6 - 1 この章第 1 節 1 - 1（他所蔵置の許可の申請）又は 1 - 3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定による他所蔵置場所に置かれている貨物情報を有する貨物について、海上システムを使用して貨物取扱いの届出を行おうとする場合は、その届出を行おうとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行うことを探ることとする。この場合において、当該貨物の取扱いの内容に応じて、「貨物取扱届情報」が当該届出を行った<u>保税取締部門</u>に配信されるので、必要に応じ、「貨物取扱（内容点検）届出確認書」（別紙様式 M - 257 号）、「貨物取扱（改装・仕分け）届出確認書」（別紙様式 M - 258 号）又は「貨物取扱（仕合せ）届出確認書」（別紙様式 M - 259 号）を出力するものとする。</p>	<p>（同左）</p> <p>（長期蔵置貨物報告書の提出の省略）</p> <p>4 - 4 関税法基本通達 34 の 2 - 1(3)口（長期蔵置貨物報告書の提出）の規定により倉主等に提出させることとしている「長期蔵置貨物報告書」（税関様式 C - 3030）については、税関の<u>保税担当部門</u>において、海上システムから配信される「長期蔵置貨物情報」により貨物の蔵置状況の確認に支障がないと認める場合には、当該報告書の提出を省略させて差し支えない。この場合において、税関が必要と認める場合には、当該長期蔵置貨物情報を該当するシステム参加保税地域の倉主等に送付し、長期蔵置貨物の蔵置状況について調査、確認させ、必要な措置を講じさせるものとする。</p> <p>なお、システム参加保税地域であっても、貨物情報を有しない貨物（保税地域搬入時、貨物情報を有していた貨物であって、手作業移行等により当該貨物情報が削除されたものを含む。）については、長期蔵置貨物報告書の提出を要することとなるので、留意する。</p> <p>第 6 節 貨物取扱い関係</p> <p>（他所蔵置場所における貨物取扱いの届出）</p> <p>6 - 1 この章第 1 節 1 - 1（他所蔵置の許可の申請）又は 1 - 3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定による他所蔵置場所に置かれている貨物情報を有する貨物について、海上システムを使用して貨物取扱いの届出を行おうとする場合は、その届出を行おうとする貨物に係る貨物管理番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。この場合において、当該貨物の取扱いの内容に応じて、「貨物取扱届情報」が当該届出を行った<u>保税担当部門</u>に配信されるので、必要に応じ、「貨物取扱（内容点検）届出確認書」（別紙様式 M - 257 号）、「貨物取扱（改装・仕分け）届出確認書」（別紙様式 M - 258 号）又は「貨物取扱（仕合せ）届出確認書」（別紙様式 M - 259 号）を出力するものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>6 - 3 海上システムにおいては、前項の規定により貨物取扱許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>簡易審査扱い（区分 1）となった場合</p> <p>当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「貨物取扱許可通知書」（別紙様式 M - 260 号）として出力することができる。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が同時に配信される。</p> <p>なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申請を行った<u>保税取締部門</u>への当該通知書の提出は要しないものとする。</p> <p>書類審査扱い（区分 2）となった場合</p> <p>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関の<u>保税取締部門</u>及び申請者に「貨物取扱許可申請控情報」が配信されるので、当該申請にかかる審査において、特に必要と認める場合を除き、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、当該申請者から当該申請控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「貨物取扱許可通知書」を出力することができ、また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が配信される。</p> <p>（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</p> <p>6 - 4 申請者が貨物情報を有する貨物に係る貨物取扱許可申請を書面で行おうとする場合は、「貨物取扱い許可申請書」（税関様式 C - 3110 号）を当</p>	<p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p> <p>6 - 3 海上システムにおいては、前項の規定により貨物取扱許可申請が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>簡易審査扱い（区分 1）となった場合</p> <p>当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「貨物取扱許可通知書」（別紙様式 M - 260 号）として出力することができる。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が同時に配信される。</p> <p>なお、税関長が必要と認める場合を除き、当該申請を行った<u>保税担当部門</u>（次項を除き、以下この節において「保税担当部門」という。）への当該通知書の提出は要しないものとする。</p> <p>書類審査扱い（区分 2）となった場合</p> <p>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、税関の<u>保税担当部門</u>及び申請者に「貨物取扱許可申請控情報」が配信されるので、当該申請にかかる審査において、特に必要と認める場合を除き、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、当該申請者から当該申請控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。</p> <p>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を海上システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「貨物取扱許可通知書」を出力することができ、また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が配信される。</p> <p>（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</p> <p>6 - 4 申請者が貨物情報を有する貨物に係る貨物取扱許可申請を書面で行おうとする場合は、「貨物取扱い許可申請書」（税関様式 C - 3110 号）を当</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>該申請を行う税関官署の<u>保税取締部門</u>へ提出し、当該申請書の余白に当該貨物の貨物管理番号及び当該貨物が置かれている保税地域のコードを記入することを求めるものとする。この場合において、当該<u>保税取締部門</u>は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る貨物取扱許可番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「許可・承認等情報登録（保税）」を行うものとする。</p>	<p>該申請を行う税関官署の<u>保税担当部門</u>へ提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該貨物の貨物管理番号及び当該貨物が置かれている保税地域のコードを記入させるものとする。この場合において、当該<u>保税担当部門</u>は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る貨物取扱許可番号等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより「許可・承認等情報登録（保税）」を行うものとする。</p>
<p>（貨物取扱いの許可申請の訂正又は取消し）</p>	<p>（貨物取扱いの許可申請の訂正又は取消し）</p>
<p>6-5 申請者が、この節 6-2（貨物取扱いの許可申請）の規定により行われた貨物取扱許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ当該申請者から<u>保税取締部門</u>に申し出た上で、当該申請者に当該申請を取消す旨を海上システムに入力し、送信することを求めるものとする。</p>	<p>6-5 申請者が、この節 6-2（貨物取扱いの許可申請）の規定により行われた貨物取扱許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ当該申請者から<u>保税担当部門</u>に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取消す旨を海上システムに入力し、送信させるものとする。</p>
<p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 6-2 の規定により再申請するものとする。</p>	<p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 6-2 の規定により再申請させるものとする。</p>
<p>（貨物取扱いの許可の訂正又は取消し）</p>	<p>（貨物取扱いの許可の訂正又は取消し）</p>
<p>6-6 申請者が、この節 6-2（貨物取扱いの許可申請）の規定により行われた貨物取扱許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、「NACCS 登録情報変更願」に「貨物取扱許可通知書」を添えて<u>保税取締部門</u>に提出することを求めるものとし、これを認めた場合には、<u>保税取締部門</u>は、当該許可を取消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>	<p>6-6 申請者が、この節 6-2（貨物取扱いの許可申請）の規定により行われた貨物取扱許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、当該申請者から「NACCS 登録情報変更願」に「貨物取扱許可通知書」を添えて<u>保税担当部門</u>に提出させ、これを認めた場合には、<u>保税担当部門</u>は、当該許可を取消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>
<p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 6-2 の規定により再申請することを求めるものとする。</p>	<p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 6-2 の規定により再申請させるものとする。</p>
<p>第 3 章 保税運送関係</p>	<p>第 3 章 保税運送関係</p>
<p>第 1 節 保税運送申告等</p>	<p>第 1 節 保税運送申告等</p>
<p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p>	<p>（審査区分選定及び関係書類の提出等）</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により保税運送申告が行われた場合において、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。</p> <p>なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、ファクシミリ送信によることを認めて差し支えない。</p> <p>（省略）</p> <p>書類審査扱い（区分 2）となった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者は当該申告控情報を「保税運送申告控」（別紙様式 M - 121 号）として出力し、当該申告控等関係書類を当該申告を行った税関官署の<u>保税取締部門</u>に提出することを求めるものとする。</p> <p>なお、当該申告が前項(1)に規定する貨物情報を有する貨物に係るものである場合は、原則として、当該申告控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。ただし、当該申告に係る審査に当たって、品名、個数等の確認その他の理由により、申告者から関係書類の提出を求める必要があると認められるときは、その旨を電話連絡等により申告者に通知するものとする。</p> <p>（運送承認の通知等）</p> <p>1 - 3 <u>保税取締部門</u>は、書類審査扱いとなった保税運送申告について審査を行い、審査終了の登録を行うことにより、保税運送を承認するものとする。</p> <p>なお、発送確認又は施封が必要なものについては、「要確認」又は「要施封」の旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>運送が承認された場合、申告者に「保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」を出力することができる。</p> <p>（貨物情報を有する貨物に係る書面申告等）</p> <p>1 - 4 貨物情報を有する貨物に係る保税運送申告を書面で行おうとする場</p>	<p>1 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により保税運送申告が行われた場合において、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。</p> <p>なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、ファクシミリ送信によることを認めて差し支えない。</p> <p>（同左）</p> <p>書類審査扱い（区分 2）となった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者に当該申告控情報を「保税運送申告控」（別紙様式 M - 121 号）として出力させ、当該申告控等関係書類を当該申告を行った税関官署の<u>保税担当部門</u>（以下この章において「保税担当部門」という。）に提出させるものとする。</p> <p>なお、当該申告が前項(1)に規定する貨物情報を有する貨物に係るものである場合は、原則として、当該申告控等関係書類の税関への提出は要しないものとする。ただし、当該申告に係る審査に当たって、品名、個数等の確認その他の理由により、申告者から関係書類の提出を求める必要があると認められるときは、その旨を電話連絡等により申告者に通知するものとする。</p> <p>（運送承認の通知等）</p> <p>1 - 3 <u>保税担当部門</u>は、書類審査扱いとなった保税運送申告について審査を行い、審査終了の登録を行うことにより、保税運送を承認するものとする。</p> <p>なお、発送確認又は施封が必要なものについては、「要確認」又は「要施封」の旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>運送が承認された場合、申告者に「保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」を出力することができる。</p> <p>（貨物情報を有する貨物に係る書面申告等）</p> <p>1 - 4 貨物情報を有する貨物に係る保税運送申告を書面で行おうとする場</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>合は、「<u>外国貨物運送申告書（目録兼用）</u>」（税関様式 C - 4000 号）を<u>保税取締部門</u>に提出し、当該申告書の備考欄に当該貨物の貨物管理番号、当該貨物が置かれている保税地域のコード及び運送先の保税地域のコードを記入することを求めるものとする。</p> <p>（保税運送承認前における保税運送申告の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 5 申告者が、この節 1 - 1（保税運送の申告）の規定により行われた保税運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ<u>保税取締部門</u>に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。ただし、申告官署コード、代理申告表示、申告者コード、申告者名、運送期間開始予定日、運送期間終了予定日、発送地コード及び発送地名の訂正はできないため、当該申告を撤回の上、再申告することを求めることとなるので、留意する。</p> <p>（省略）</p> <p>上記(1)により訂正を行った場合には、申告者に訂正後の「保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送申告控」を出力し、<u>保税取締部門</u>に提出することを求めるとしてする。</p> <p>また、上記(1)により取消しを行った場合には、申告者に「保税運送申告取消通知情報」が配信される。</p> <p>（保税運送承認後における保税運送承認の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 6 申告者が、この節 1 - 1（保税運送の申告）の規定により行われた保税運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行うものとする。</p> <p>申告者から必要事項を記載した「NACCS 登録情報変更願」に「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」を添えて<u>保税取締部門</u>に提出することを求め、訂正又は取消しを認めた場合には、<u>保税取締部門</u>は、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>（省略）</p>	<p>合は、「<u>外国貨物運送申告書（目録兼用）</u>」（税関様式 C - 4000 号）を<u>保税担当部門</u>に提出することにより行わせ、当該申告書の備考欄に当該貨物の貨物管理番号、当該貨物が置かれている保税地域のコード及び運送先の保税地域のコードを記入させるものとする。</p> <p>（保税運送承認前における保税運送申告の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 5 申告者が、この節 1 - 1（保税運送の申告）の規定により行われた保税運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ<u>保税担当部門</u>に申し出させた上で、次により行わせるものとする。ただし、申告官署コード、代理申告表示、申告者コード、申告者名、運送期間開始予定日、運送期間終了予定日、発送地コード及び発送地名の訂正はできないため、当該申告を撤回の上、再申告させることとなるので、留意する。</p> <p>（同左）</p> <p>上記(1)により訂正を行った場合には、申告者に訂正後の「保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送申告控」を出力し、<u>保税担当部門</u>に提出させるものとする。</p> <p>また、上記(1)により取消しを行った場合には、申告者に「保税運送申告取消通知情報」が配信される。</p> <p>（保税運送承認後における保税運送承認の訂正又は取消し）</p> <p>1 - 6 申告者が、この節 1 - 1（保税運送の申告）の規定により行われた保税運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行うものとする。</p> <p>申告者から必要事項を記載した「NACCS 登録情報変更願」に「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」を添えて<u>保税担当部門</u>に提出させ、訂正又は取消しを認めた場合には、<u>保税担当部門</u>は、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>（同左）</p>
第 2 節 保税運送申告等に係る貨物の発送手続及び到着確認	第 2 節 保税運送申告等に係る貨物の発送手続及び到着確認

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（保税運送貨物の発送手続）</p> <p>2 - 1 海上システムにより保税運送の承認がされた貨物を発送する場合の手続は、次による。</p> <p>発送地及び到着地がシステム参加保税地域等である場合</p> <p>「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」に「要確認」又は「要施封」の表示がある場合には、貨物を発送する際に、<u>保税取締部門</u>に当該貨物と「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」を提出することを求めるものとし、その貨物について発送の確認又は施封するものとする。</p> <p>なお、上記以外の貨物を運送する場合には、税関が特に指示した場合を除き、当該通知書の携行を要しないものとする。</p> <p>また、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 4 節 4 - 1(2)（貨物の搬出手続）の規定により<u>行うこと</u>を求めるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>第 3 節 包括保税運送申告等</p> <p>（審査区分の選定及び関係書類の提出等）</p> <p>3 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により包括保税運送申告が行われた場合において、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>（省略）</p> <p>書類審査扱い（区分 2 ）となった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「包括保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者に当該申告控情報を「包括保税運送申告控」（別紙様式 M - 122 号）として出力させ、当該申告控等関係書類を<u>保税取締部門</u>に提出することを求めるものとする。</p>	<p>（保税運送貨物の発送手続）</p> <p>2 - 1 海上システムにより保税運送の承認がされた貨物を発送する場合の手続は、次による。</p> <p>発送地及び到着地がシステム参加保税地域等である場合</p> <p>「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」に「要確認」又は「要施封」の表示がある場合には、貨物を発送する際に、<u>保税担当部門</u>に当該貨物と「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」を提出させ、その貨物について発送の確認又は施封を受けさせるものとする。</p> <p>なお、上記以外の貨物を運送する場合には、税関が特に指示した場合を除き、当該通知書の携行を要しないものとする。</p> <p>また、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 4 節 4 - 1(2)（貨物の搬出手続）の規定により<u>行わせる</u>ものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>第 3 節 包括保税運送申告等</p> <p>（審査区分の選定及び関係書類の提出等）</p> <p>3 - 2 海上システムにおいては、前項の規定により包括保税運送申告が行われた場合において、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>書類審査扱い（区分 2 ）となった場合</p> <p>当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、申告者に「包括保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告者に当該申告控情報を「包括保税運送申告控」（別紙様式 M - 122 号）として出力させ、当該申告控等関係書類を<u>保税担当部門</u>に提出させるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（運送承認の通知等）</p> <p>3 - 3 <u>保税取締部門</u>は、書類審査扱いとなった包括保税運送申告について審査を行い、審査終了の登録を行うことにより、包括保税運送を承認するものとする。当該承認がされた場合、申告者に「包括保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「包括保税運送承認通知書」を出力することができる。</p>	<p>（運送承認の通知等）</p> <p>3 - 3 <u>保税担当部門</u>は、書類審査扱いとなった包括保税運送申告について審査を行い、審査終了の登録を行うことにより、包括保税運送を承認するものとする。当該承認がされた場合、申告者に「包括保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「包括保税運送承認通知書」を出力することができる。</p>
<p>（包括保税運送承認前における包括保税運送申告の訂正又は取消し）</p> <p>3 - 4 申告者が、この節 3 - 1（包括保税運送の申告）の規定により行われた包括保税運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ必要事項を記載した「NACCS 登録情報変更願」に「包括保税運送申告控」を添えて<u>保税取締部門</u>に提出することを求めるものとし、これを認めた場合には、<u>保税取締部門</u>は、取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>	<p>（包括保税運送承認前における包括保税運送申告の訂正又は取消し）</p> <p>3 - 4 申告者が、この節 3 - 1（包括保税運送の申告）の規定により行われた包括保税運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、あらかじめ申告者から必要事項を記載した「NACCS 登録情報変更願」に「包括保税運送申告控」を添えて<u>保税担当部門</u>に提出させ、これを認めた場合には、<u>保税担当部門</u>は、取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>
<p>なお、当該申告者が改めて申告をしようとするときは、この節 3 - 1 の規定により再申告することを求めるものとする。</p>	<p>なお、当該申告者が改めて申告をしようとするときは、この節 3 - 1 の規定により再申告させるものとする。</p>
<p>（包括保税運送承認後における包括保税運送承認の訂正又は取消し）</p> <p>3 - 5 申告者が、この節 3 - 1（包括保税運送の申告）の規定により行われた包括保税運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、必要事項を記載した「NACCS 登録情報変更願」に「包括保税運送承認通知書」を添えて<u>保税取締部門</u>に提出することを求めるものとし、これを認めた場合には、<u>保税取締部門</u>は、取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>	<p>（包括保税運送承認後における包括保税運送承認の訂正又は取消し）</p> <p>3 - 5 申告者が、この節 3 - 1（包括保税運送の申告）の規定により行われた包括保税運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、申告者から必要事項を記載した「NACCS 登録情報変更願」に「包括保税運送承認通知書」を添えて<u>保税担当部門</u>に提出させ、これを認めた場合には、<u>保税担当部門</u>は、取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。</p>
<p>なお、当該申告者が改めて申告をしようとするときは、この節 3 - 1 の規定により再申告することを求めるものとする。</p>	<p>なお、当該申告者が改めて申告をしようとするときは、この節 3 - 1 の規定により再申告させるものとする。</p>
<p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 1 節 輸入申告</p>	<p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>第 1 節 輸入申告</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前					
（輸入申告時の関係書類等の提出）						（輸入申告時の関係書類等の提出）					
1 - 4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合は「輸入許可通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときは、当該配信された情報の輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な添付書類（以下この章において「添付書類等」という。）に輸入申告番号等を付記して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税関官署の通関担当部門（以下この節において「通関担当部門」という。）に提出することを求めるものとする。						1 - 4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合は「輸入許可通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときは、当該配信された情報の輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な添付書類（以下この章において「添付書類等」という。）に輸入申告番号等を付記して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税関官署の通関担当部門（以下この節において「通関担当部門」という。）に提出させるものとする。					
（省略）						（同左）					
提出書類						提出書類					
輸入申告控の提出部数については、次表のとおりとする。						輸入申告控の提出部数については、次表のとおりとする。					
区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数	区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数
及び（省略）						及び（同左）					
減免税品の場合で 減免税品の確認を 担当する部門に通 知を必要とするも の					1又は なし	減免税品の場合で 保税部門に通知を 必要とするもの					1又は なし
（省略）						（省略）					
（注）（省略）						（注）（同左）					
（省略）						（同左）					